

入院時の限度額・減額認定証の更新時期です

8月以降も継続して入院する人、入院する予定の人は申請が必要です

入院をしたときに医療機関へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」と、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代の負担も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日までとなっています。

8月1日以降も継続して入院する人、または入院する予定の人は申請が必要です。各総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

また入院により、新たに認定証が必要な場合は、その都度受け付けします。

【対象者】
70歳未満で国民健康保険税の滞納がない世帯の人

② 限度額適用・標準負担額減額認定証
【対象者】
国民健康保険税の滞納がない世帯の人で、世帯主と国民健康保険加入者が住民税非課税世帯の人

◆住民税非課税世帯の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、食事代の負担がさらに軽減されます。申請のときに「入院日数が分かる病院の領収書」などを添付してください。申請のあった翌月から該当になります。

【更新に必要なもの】

- ①、② 共通
- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑（シヤチハタは除く）

【申請場所】
各総合支所市民福祉課

【問い合わせ】
市民生活部国保年金課
保険給付係
☎ 0220(58)2166

【70歳～74歳の人の自己負担限度額】

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円+ [(実際の医療費-267,000円) × 1%] (4回目以降(※2)は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者(※3)	II	24,600円
	I	15,000円

(※1) 現役並み所得者とは、課税所得が145万円以上の人、およびその人と同じ世帯の人。
(※2) 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。
(※3) 低所得者IIとは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。低所得者Iは、世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、世帯の所得が一定基準以下の人。

【70歳未満の人の自己負担限度額】

所得区分	3回目まで	4回目以降(※2)
上位所得者(※1)	150,000円+ [(実際の医療費-500,000円) × 1%]	83,400円
一般	80,100円+ [(実際の医療費-267,000円) × 1%]	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1) 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の人。世帯で所得申告をしていない人がいる場合も、上位所得者とみなされるので注意してください。
(※2) 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【入院したときの食事代】

所得区分	食事代	
上位所得者(現役並み所得者)・一般	1食 260円	
住民税非課税世帯(低所得者II)	過去12カ月の入院日数が90日以内	1食 210円
	過去12カ月の入院日数が91日以上	1食 160円
住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の人(低所得者I)	1食 100円	

※療養病床の場合は、食費・居住費の負担となり負担額が異なります。

市有地(宅地)を売却します

一般競争入札で市有財産(土地)を売却します。

◆売却物件

市有財産		所在	地目	地積	予定価格(最低売却価格)
物件1	土地(家屋を含む現状有姿)	登米市石越町北郷字遠沢53	宅地	659.50㎡	3,184,000円
物件2	土地(家屋を含む現状有姿)	登米市石越町北郷字遠沢50番地3	宅地	1,107.98㎡	4,308,000円
物件3	土地	登米市迫町佐沼字西佐沼173番地3	宅地	344.65㎡	5,879,500円

◆申請書の配布・受け付け

【期間】 7月21日(火)～8月10日(月) 午前8時30分～午後5時
※土曜・日曜を除く
【場所】 総務部総務課 財産係(市役所迫庁舎2階)

◆申込方法

申請書に必要な事項を記入の上、次の書類を添付して持参または書留による郵送で提出してください。郵送の場合は、8月10日必着。

【添付書類】 ※各証明書は発行後3カ月以内のもの

- ①個人＝住民票の写し、印鑑証明書、本籍地の市町村長の発行する身分証明書または身分証など(運転免許証、健康保険被保険者証の写しなど) 各1通
- ②法人＝法人登記簿謄本の写し、代表者の印鑑証明書 各1通

◆現地説明会

【日時】 物件1・2＝7月30日(木) 午後2時30分
物件3＝7月30日(木) 午後4時

【場所】 物件1・2・3の現地

◆入札保証金

入札に参加する人は、入札する金額の100分の5以上(円未満切り上げ)の保証金が必要です。入札日の前々日までに、市が指定する銀行口座に振り込んでいただきます(振込手数料は入札参加者の負担)。

◆入札

【日時】 9月1日(火) 午後1時30分
【場所】 市役所迫庁舎2階 大会議室

◆契約の締結など

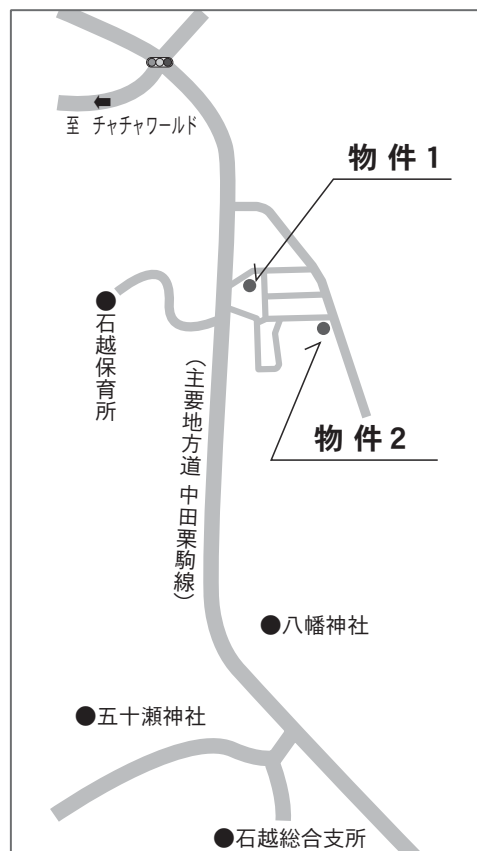
- ①落札者には、落札後速やかに「譲渡申請書」を提出していただきます。
- ②売買契約の締結は、9月11日(金)までに行います。
- ③売買契約の締結後、買い受け者は、市が指定する日までに建物を解体し、撤去するとともに、跡地の整理を完了しなければなりません。(物件1と物件2のみ)

◆その他

- ①売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、買い受け者の負担になります。
- ②土地は、現状有姿での引き渡しとなります。

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
総務部総務課 財産係 ☎ 0220(22)2091



▲物件1・2の場所



▲物件3の場所